



総基料第37号
令和2年2月14日

電気通信紛争処理委員会
委員長 田村 幸一 殿

総務省総合通信基盤局長 谷脇 康

「諮問第11号事案に係る質問に対する回答提出についての依頼」（令和2年2月10日付け電委第4-1号）について（回答）

標記について、別紙のとおり回答します。

NTT ドコモからの裁定案に対する質問事項への回答

問 1

(P17 の 20 行目) 中継接続について「経済的及び技術的な障壁により、日本通信のみならず大手MVNOにおいても課題が解決されていないことを踏まえれば」とありますが、当社は音声接続に係る要望を日本通信以外の MVNO から受領したことがなく、また、日本通信においては、当社が提示した「当社交換機におけるプレフィックス番号の付与が可能である」「着信は現状通りでも構わない」等の解決策について応答することなく一方的に音声接続に係る協議を打ち切ったことから、具体的に検討した経緯がありません。どのような具体的事実に基づいて「日本通信及び大手 MVNO が本件課題を解決しようとしたが未だ解決できていない」と判断されたのか、御説明願います。

(総務省回答)

裁定案において、御質問の「日本通信及び大手MVNOが本件課題を解決しようとしたが未だ解決できていない」との判断は行っていません。

問 2

(P. 18 の 2 行目)「よって、公正競争の確保の観点からは、ドコモは、日本通信に対して提供する音声卸役務の料金を、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額で設定することが適当である」とありますが、当社がユーザ向けに提供するのと同レベルの音声定額サービスを日本通信が実現することが可能となる料金水準を具体的に検討されたのか、検討されたのであれば、その計算過程を御説明願います。

なお、従前の日本通信と当社との協議においては、日本通信が音声定額サービスについて卸すことを協議の優先事項として定めており、卸料金の値下げについては具体的協議に至らなかったことから、当社は、日本通信がどのような卸料金であれば音声定額サービスを実現できるのかについては、何ら提示を受けておりません。

(総務省回答)

裁定案において、株式会社 NTT ドコモが「ユーザ向けに提供するのと同レベルの音声定額サービスを日本通信が実現することが可能となる料金水準」にすべきとの判断は行っており、よって検討も行っていません。

問 3

(P. 18 の 24 行目)「音声サービスは、多様なサービスの弾力的・柔軟な提供の実現が期待できないとまでは言えないものの、音声サービスが、携帯電話サービスの導入以来提供されてきた、基礎的で成熟したサービスであることを踏まえれば、多様なサービスの弾力的・柔軟な実現を期待し、その確保を重視するよりも、顕著な公正競争上の弊害に対応することを重視すべきであると判断することが適当である」とある点について、かかる御判断は、将来的な音声サービスのイノベーションに期待するよりも、とにかく料金を下げることこそが重要であるという政策提言と理解しましたが、かかる理解に誤解があれば具体的に指摘下さい。

なお音声サービスについては、VoLTE による高品質な通話が新たに提供されていることに加え、聴覚に障がいのある方が通話相手の言葉をリアルタイムで文字に変換しスマートフォン画面に表示する「見える電話」サービスや、通話翻訳等、事業者の創意工夫によるイノベーションの創出が現在進行形で進められており、当社としては、なお音声サービスのイノベーションは大きく期待できる状況であり、基礎的で成熟したサービスに至っているとは認識しておりませんことを付言させていただきます。

(総務省回答)

裁定案において「とにかく料金を下げることこそが重要であるという政策提言」は行っていない。

音声通話サービスは、多様なサービスの弾力的・柔軟な提供の実現が期待できないとまでは言えないものの、音声通話サービスが、携帯電話サービスの導入以来提供されてきた、基礎的で成熟したサービスであることを踏まえれば、顕著な公正競争上の弊害に対応することを重視すべきであると判断したものです。

問 4

(P. 21 の 8 行目)「その際、更新後の料金により当該実績値の発生年度の期首（当該期首が裁定を行った日より前である場合は、裁定を行った日）まで遡及して精算することとする。」とありますが、2021 年度に利用分については、2021 年度の実績値に基づく卸料金で精算を行うということでしょうか。

仮にそうだとした場合、音声接続料の場合と異なる精算方式が不可欠であるとする根拠を御説明願います。

(総務省回答)

精算の考え方については御指摘のとおりです。株式会社 NTT ドコモと日本通信株式会社間の公正競争の確保を図るためには、原価等の発生時期と当該原価等に基づき設定される音声卸役務の料金の適用時期を一致させることが必要と考えられるため、かかる判断を行

ったものです。

問 5

(P. 21 の 11 行目)「将来的に、音声通話サービスに係る卸電気通信役務の代替手段として、接続による音声通話サービスの提供が実現し有効に機能していると客観的に認められる場合」とありますが、どのような場合を示すものか、認める主体、客観的とは何か、その判断基準と根拠について御説明願います。

(総務省回答)

ある卸役務の代替手段として、接続による音声通話サービスの提供が実現し有効に機能しているかどうかについては、

- ・ 当該卸役務と同様の設備利用形態・利用条件で接続が利用可能か
- ・ 関連する接続機能により、当該卸役務によって提供される役務と同様の役務がエンドユーザに提供可能か
- ・ 当該卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか
- ・ その他、接続による代替を実質的に制限している事由がないか(技術的事由、経済的事由、提供条件等)

といった点から評価することが適当と考えられます。

客観的とは、「特定の個人的主観の考えや評価から独立して、普遍性をもっていること」(広辞苑・第七版(岩波書店))を指すと考えられ、例えば、行政庁や行政庁の審議会等の有識者会議による判断は一定の普遍性をもつと考えられます。

以上